

「自然災害被災者支援制度の創設に関する緊急決議」  
について（地方六団体）

全国知事会はじめ地方六団体は、11月19日（水）、地震等の自然災害で被害を受けた被災者への住宅再建支援制度の創設を含む自然災害被災者支援制度の平成16年度創設に向け、所要の立法措置及び財政措置等の内容とする緊急決議（「自然災害被災者支援制度の創設に関する緊急決議」）を行いました。なお、この決議内容の実現を目指し、同日開催された地方税財政基盤確立全国大会（地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会主催）終了後、梶原全国知事会会長をはじめとする地方六団体代表が、福田官房長官、竹中金融担当大臣・経済財政政策担当大臣、自民党三役等関係要路に対し要請を行いました。

また、これに加え、地方六団体を代表して、藤本兵庫県副知事、菅原宮城県出納長等が内閣府、財務省、総務省の各府省幹部及び自然災害から国民を守る国会議員の会等の関係機関に対して本緊急決議の実現方要請を行いました。

緊急決議の内容は、次のとおりです。

## 自然災害被災者支援制度の創設に関する緊急決議

自然災害被災者支援制度の一翼を担う生活再建支援制度については、平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓として、平成10年5月に「被災者生活再建支援法」が制定され、衆議院災害対策特別委員会の附帯決議により、「施行後5年を目途に、総合的な検討を加え、必要な措置を講ずること。」とされており、被災者から強い要望のある適用要件の緩和等の改正を行うことが必要である。

一方、長年にわたり要望してきた住宅再建支援制度については、「被災者生活再建支援法」附則第2条において「その在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されており、さらに、昨年7月の中央防災会議の報告には、「住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、総合的な居住確保を支援していくことが重要である。」と述べられているなど、機は熟している。

また、東海地震、東南海地震、南海地震等の大規模地震の発生が懸念される中で、十勝沖地震など頻発する昨今の災害の状況等に鑑み、まずは、公的支援による居住確保の契機として、多様なケースに対応できる制度を構築することが急務である。

よって、国は国民及び地方の声を真剣に受け止め、住宅再建支援制度の創設を含む自然災害被災者支援制度の平成16年度創設に向け、所要の立法措置及び財政措置等を講じられるよう、強く要望する。

なお、超大規模災害が発生した場合には、国による特段の措置が講じられるよう併せて要望する。

以上、決議する。

平成15年11月19日

全 国 知 事 会  
全国都道府県議会議長会  
全 国 市 長 会  
全国市議会議長会  
全 国 町 村 会  
全国町村議会議長会